

# 静岡県地域防災計画の修正

静岡県総務部防災局

## 静岡県地域防災計画の修正（要旨）

---

### 1 一般対策編の修正

- (1) 第1章 総則 / 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱  
平成15年4月に日本郵政公社が発足したことに伴い、従来は指定地方行政機関の項にあった東海郵政局に関する記述を、指定公共機関の項に移す（新旧対照表2ページ）。
- (2) 第2章 災害予防計画 / 第5節 砂防、地すべり、急傾斜地災害防除計画  
土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）への対策を推進するため、「総合的な土砂災害対策」として、土砂災害防止法に基づき土砂災害警戒区域等を指定すること、市町村の地域防災計画において情報収集・伝達や警戒避難体制に関する記述を盛り込むこと、などを追加する（新旧対照表3ページ）。
- (3) 第2章 災害予防計画 / 第19節 ボランティア活動に関する計画  
大規模な災害が発生した際、ボランティア活動が効果的に運営されるためには、ボランティアの受入れ等に要する初動経費の資金を、あらかじめ確保する必要がある。このため、県は平成14年度に公益信託制度を利用した「静岡県災害ボランティア活動ファンド」を創設しており、これについての記述を追加する（新旧対照表4ページ）。
- (4) 第3章 災害応急対策計画 / 第21節 県警察災害警備計画  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の保護のため、災害警備活動等を進める必要がある。県警の計画が修正されたことに伴って、準備体制、警戒体制等の警備体制に関する記述を修正する（新旧対照表8ページ）。
- (5) 第3章 災害応急対策計画 / 第23節 水防計画  
太田川水系太田川及び原野谷川が、水防法の規定に基づく洪水予報指定河川に指定されたことに伴い、洪水予報についての記述を修正する（新旧対照表9ページ）。
- (6) 第3章 災害応急対策計画 / 第24節 応援協力計画  
大規模な災害が発生した際に、県災害ボランティア本部や同支援センターからの活動資金の申請を取りまとめ、(3)の「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩してボランティア活動経費に充当する旨の記述を追加する（新旧対照表9ページ）。

## 2 地震対策編の修正

- (1) 第1編 総論 / 第3章 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱 他  
平成15年4月に日本郵政公社が発足したことに伴い、従来は指定地方行政機関の項にあった東海郵政局に関する記述を、指定公共機関の項に移す（新旧対照表12、17、18、25ページ）。
- (2) 第2編 平常時対策 / 第1章 防災思想の普及  
一般対策編の(3)と同様、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の記述を追加する（新旧対照表13ページ）。
- (3) 第2編 平常時対策 / 第2章 自主防災活動  
地域の防災力の向上を図るため、市町村が自主防災活動の指導等を行う地域防災指導員を選任し、県は研修など必要な支援を行う旨の記述を追加する（新旧対照表14～15ページ）。
- (4) 第2編 平常時対策 / 第4章 地震災害予防対策の推進  
建築物の耐震性を高めるため、耐震診断、耐震補強の推進に関する記述を修正する。また、被災した建築物の安全性を診断する被災度区分判定復旧技術者の登録についての記述を追加する（新旧対照表15～16ページ）。
- (5) 第5編 災害応急対策 / 第4章 緊急輸送活動  
発災後の応急対策が効果的に実施されるよう、物資や資機材の緊急輸送に関する記述を修正する（新旧対照表19～20ページ）。
- (6) 第5編 災害応急対策 / 第10章 地域への救援活動  
県医療救護計画が改定されたことに伴い、関連する部分を修正する。救護所、救護病院、災害拠点病院の活動等について、適切な内容に修正する（新旧対照表21～22ページ）。
- (7) 第5編 災害応急対策 / 第10章 地域への救援活動  
大規模災害が発生した際、遺体処理が必要となることが考えられる。庁内でのワーキンググループでの検討結果を踏まえ、遺体の搜索、収容、処理活動に関する記述を修正する（新旧対照表23～24ページ）。
- (8) 第5編 災害応急対策 / 第10章 地域への救援活動  
一般対策編の(6)と同様、「静岡県災害ボランティア活動ファンド」の基金を取り崩し、災害ボランティアの活動経費に充当する旨の記述を追加する（新旧対照表24～25ページ）。

### 3 原子力対策編の修正

#### 第2章 原子力災害予防対策

用語の統一を図るための修正を行う（新旧対照表 27 ページ）。